

会 員 懇 談 会 資 料

1. 当面の主要課題	1
2. 顧客トラブルの減少に向けた取組について	4
「ルール遵守姿勢の表明」ポスター案・コピー案	6
3. 国民生活センター集計相談件数の照会と日商協への報告について	8

平成18年10月



日本商品先物振興協会

当 面 の 主 要 課 題

1. 委託者等顧客から高い信頼が得られる商品取引員像の構築
 - ・勧誘方針（「適合性」に係る方針含む）の開示・公表
 - ・日商協相談センターの周知と会員に係る苦情・相談の集約（業界の透明性）
 - ・消費者センター等における会員の苦情相談状況の把握と会員サービスの改善（不招請勧誘の禁止導入環境の早急な是正）
 ⇒ 幹部会主導 会員一体となったキャンペーン展開

2. 商品先物取引に係る正しい知識の普及
 - ・商品先物市場の利用に係る知識の普及を、企業界的な取組により推進していく。
 - ・各産業界の置かれている環境（「上流インフレ・下流デフレと価格転嫁の困難性」と商品先物市場の状況（2004年から出来高下降現象）の対比）
 ⇒ 「広報実施戦略等検討部会」
 取引所、関係団体等と連携した啓蒙と正しい利用知識の普及を図る。取引員もブース設置可能な業界横断的な「商品先物フェア」等イベントの展開を図る。

3. 取引システムの構築等IT化に伴うシステムの共通基盤の整備
 - ・商品取引員におけるシステム構築の合理化・効率化
 - ・商品取引員と商品取引所間のシステム連携の効率化
 ⇒ 「IT化戦略諮問部会」

4. 市場の利便性向上による新たなビジネス機会提供への取組
 - ・市場の流動性確保に係る行政・取引所当局との意見交換と会員意見の集約
 - ・判りやすい証拠金制度等により委託者のリスク管理手法の多様化に取り組む。
 ⇒ 「利便性向上検討部会」

5. 商品先物受託等に係る業態選択肢の多様化
 - ・フル装備型経営から機能分化型経営への転換
 ⇒ 「経営戦略検討部会」（取次ぎ等財務に応じた業態転換を可能とする仕組みの構築）
 「商品取引員経営における財務リスクの管理のあり方」（委託調査・研究）

平成18年度 市場振興戦略会議 部会設置案

以下の部会を発足させて、具体的振興策を企画・提案、又は制度政策委員会の諮問に応える。

- ① 広報実施戦略等検討部会
- ② IT化戦略諮問部会
- ③ 利便性向上検討部会
- ④ 経営戦略検討部会

部会の役割

1. 広報実施戦略等検討部会

- ・商品先物市場の利用に係る正しい知識の普及について、取引所、関係団体等と連携した効率的・効果的な展開のあり方・方法等の企画・提案
- ・業界横断的な「商品先物フェア」等イベント展開のあり方の企画・実施支援

2. IT化戦略諮問部会

- ・商品取引員におけるシステム構築の合理化・効率化に係る基本的考え方の整理
- ・取引所取引システムの統合／共通化に係る意見具申
- ・商品取引員と商品取引所間のシステム連携の効率化に係る意見具申
- ・取引所新取引システム等に係るヒアリングと課題整理

3. 利便性向上検討部会

(1) 顧客リスク管理のあり方の検討

(①判りやすい証拠金制度のあり方、②習熟度に応じたレバレッジの設定、③事前の損失限定注文(ストップ・ロス・オーダー)の受託、④ストップ時の決済注文の成立促進策、⑤ミニ商品の設計の方向、等顧客リスク管理手法の多様化に資する企画検討)

(2) 市場の流動性促進策の検討

(①マーケットメーク制度の導入のあり方、②会員ディーリングの円滑化、③情報の偏在に係るサポート策、④注文執行スピードに係るサポート策、等の検討)

4. 経営戦略検討部会

- ・市場の担い手に係る効率的役割分担のあり方
(多様なリスク財務基盤に応じた市場の担い手に係る機能分化のあり方)
- ・機能統合型経営から機能分担型経営に係る経営選択肢と対応する財務リスクの整理
- ・積極的な業態転換を可能とする制度の方向の検討

5. 商品取引員経営における財務リスクの管理のあり方

委託調査研究として、B I S規制に精通する研究機関に委託。(調査期間6か月程度)

部会の運営案

委員 幹部会・制度政策委員会・理事会等のメンバー会社から、提案力・企画力のある実務者の推薦を受け、10名以内で構成する。

検討原案の作成 部会座長及び2～3名の委員で、部会の検討原案を作成する。

部会での検討期間 短期集中的に検討する。最大3ヵ月(10月～12月)

* IT化戦略諮問部会を除く。同部会は常設化し、随時開催する。

会議開催時間帯 原則として、午後4時～6時(取引の立会時間帯を避ける。)

顧客トラブルの減少に向けた取組について

〔取組の方向〕

商品先物取引業界は、平成16年改正法の施行(平成17年5月1日施行)で変わったのだということを、具体的に、「取組姿勢の表明」という形で示していく。

1. 会員各社における勧誘方針の公表の取組推進

- (1) 会員は、策定した以下の事項を含む勧誘方針を、本店及び営業所において掲示するとともに、各社のホームページにおいて公表する。
- ① 商品先物取引の勧誘にあたって、迷惑勧誘や断定的判断の提供は行わないこと等商品取引所法及び関係法令を遵守すること。(具体性を持った表現が有効)
 - ② 顧客の適合性に配慮すること。(取引をお断りすることがあること等具体性を持つことがベター)
 - ③ 商品先物取引のしくみや投下資金以上の損失をすることがあること等、重要な事項についてご理解いただくよう適切な説明に努めること。
 - ④ 顧客の迷惑とならないよう、勧誘方法及び時間帯に配慮すること。
 - ⑤ 各社における顧客相談窓口の紹介
- (注) 会員による勧誘方針等の公表は対社会的な広報活動であるが、同時に当該会員の社内における法令順守にかかる役職員のモラルアップ促進キャンペーンでもある。法令順守にかかる経営トップと営業現場との意識のギャップを解消し、経営者の取組姿勢の社内徹底を図る。開示・公表により経営の透明性確保と社会的評価を得ることに努める。
- (2) 先物協会は、勧誘方針を公表する会員は当該方針の社内周知を完了した会社であることを、会員に周知した上で、対外的に訴えていく。当該方針に違背する事例がある場合には、当該会員相談窓口又は日商協相談センターに相談するよう告知していく。(スケジュール化して取り組む)

《スケジュール》

- ① 会員に対する取組方針の周知(会員懇談会の開催等) (10月上旬)
- ② 会員における社内周知(周知期間2週間) (10月下旬)
- ③ 対外的な取組方針の公表(周知期間経過後) (11月上旬)

2. ルール遵守姿勢の表明

先物協会実施の新聞広告をアレンジしたポスターを、会員各社の店頭、営業部所等に掲出し、ルール遵守営業に取り組む会員の姿勢を内外に表明する。

(単なるルール遵守表明にとどめるのではなく、顧客の適合性と取引意思尊重等の顧客本位営業に係る取組、取引の自己責任原則を踏まえた公正・誠実執行義務に係る取組等、顧客の信頼性を得ることを企図して作成する。)

3. 国民生活センター集計の相談件数に係る対応

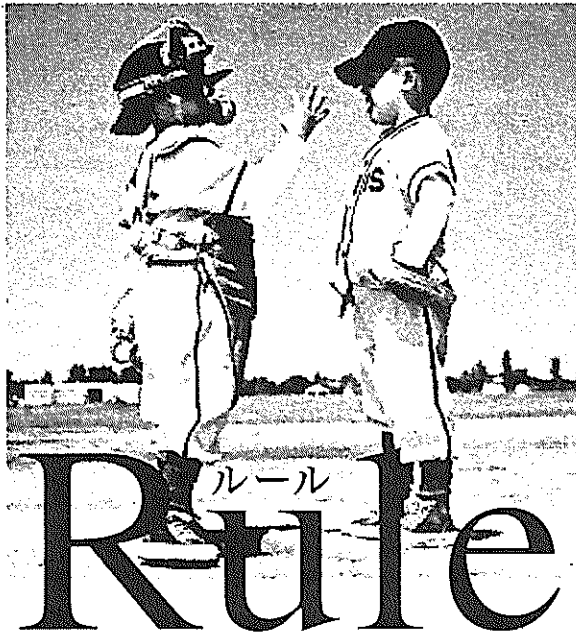
- ① 国民生活センターが集計している「商品先物取引」に関する相談件数について、商品取引所法に基づく商品取引員に係るものとそれ以外のものとに分類し、さらにその内容を「苦情」、「相談」、「照会」等に区分することを、主務省、日商協を介して要請する。
- ② 商品取引員は、同センターにおける相談件数とその内容の把握に努めるとともに、日商協に報告する。日商協は、その実態を把握し、当該会員とともに業界として是正すべき営業姿勢の改善・指導に反映させる。
(8ページ「国民生活センター集計相談件数の照会と日商協への報告について」を参照)
- ③ 以上について、先物振興協会から日商協に協力と理解を求める。

4. 苦情等に係る日商協への取組要請

- ① 日商協は処理した苦情及びあっせん・調停に係る事情等について、定期的に会員に周知するよう、協力方を要請する。
- ② 会員は、日商協を通じて得たトラブル実態についての共通認識を深め、同種のトラブルが惹起されることのないよう社内周知と注意喚起に努める。
- ③ 違法・不法行為については、先物協会として、日商協による迅速な個別指導・処分を求めていくことについて、会員に周知した上で、表明していく。

(参考) 内部通報制度(「企業倫理ヘルプライン」等)

法令順守営業の徹底においては、内部通報制度は有効な役割を担っている。「事件屋」や「事故募集屋」に取引事故情報が漏れる前に、まず会社として把握することが求められる。



私たちは遵守します。商品先物取引の信頼性向上と、お客様のために。

商品先物会社が守るべきこと

- 【説明義務の徹底】商品先物取引の仕組み、証拠金取引であること、証拠金以上の損失が生じることがあることについて、事前にかちんと説明します。
- 【適合性原則の遵守】取引の枠組に当って、取引についてご理解いただいたこと、ハイリスク取引に適した資金の性格であることを確認させていただきます。
- 【勧誘方針の策定と実行】商品取引所法及び関係法令を厳格に遵守し、常にお客様が安心してお取引いただけるように、信頼性確保のため勧誘方針を策定し実行しています。
- 【相談窓口の設置】取引におけるご不明な点などは、商品先物会社の顧客相談窓口(管理部等)で受け付けています。

お客様に守っていただきたいこと

- 余裕資金の範囲でのお取引を心がけてください。(生活資金は絶対に投入しないでください)
- 損失も利益もお客様に帰属します。(ご自身の判断と責任でお取引を行ってください)
- お取引開始後は、価格を必ずチェックしてください。急激な価格変動により、思わぬ損失が発生することがあります。商品取引所や商品先物会社のホームページなどで、必ず確認してください。
- 取引の結果について、その都度「売買報告書」などで必ずご確認ください。ご不明な点があれば、すぐに顧客相談窓口(管理部等)にお問合せください。

お取引に関するご相談は、下記の相談センターへ、
 日本商品先物取引協会(旧JFPA)相談センター TEL.03-3664-6243(9:00-17:00)
 〒103-8016 東京都中央区日本橋本町5-1110(丸の内線)

日本商品先物振興協会
<http://www.jcfia.gr.jp/>

誠実かつ公正に

1. ご理解と納得の取引を心がけます (お取引のご説明について)
 商品先物取引の商品特性について、十分なご理解をいただいた上で、お取引させていただきます。特に、ご理解いただきたい主な点は、以下についてです。
 - 元金が保証される取引ではないこと
 - 投下資金の10倍以上の額を取引する「証拠金取引」であること
 - 相場変動により投下資金(証拠金)以上の損失を生じることがあること
 - 短期的取引であり損得の結果が早いこと(取引の期限は最長1年)
2. お取引の適合性を尊重いたします (口座開設時のご確認について)
 お客様の取引のご意向を尊重して取引してまいります。
 元本保証でないこと等の商品先物取引の商品特性もあり、お取引の際に、お客様の資金の性格と照らし合わせ、以下のような点についてご確認、ご相談させていただきます。
 - 投資可能額について (投資可能額は余裕資金であること)
 - 証拠金取引についての理解
3. お客様のご意向を大切にします (お客様本位の徹底について)
 お客様の立場に立ち、誠実かつ公正に業務を遂行してまいります。お取引の勧誘や商品説明については、時間帯を含め「勧誘方針」を定めて役職員に徹底してまいります。
 迷惑勧誘等ご相談窓口：相談センター(03-3664-6243 日本商品先物取引協会)
4. お預かり資金は安全に管理されます (お客様債権保全について)
 お客様の証拠金は、全額を日本商品清算機構に預託します。お客様の資金について分譲保管の徹底と委託者保護基金制度とによりその保全に万全を期してまいります。

私たち商品取引員は、誠実かつ公正に、商品先物取引業務を遂行してまいります。

日本商品先物振興協会

国民生活センター集計相談件数の照会と 日商協への報告について

1. 会員が国民生活センターに照会し、自社の相談件数を把握

対象期間 平成17年度（平成17年4月～18年3月）
平成18年度（平成18年4月～9月）

2. 会員が自社で認識している消費者センターからの件数を集計

- 消費者センター・国民生活センターから、直接、解決要請があった件数
- 日商協相談センター経由で間接的に解決要請があった件数

3. 日商協への報告と集計

会員は上記1及び2の件数を日商協に報告。

① 日商協における集計

会員から報告のあった件数を集計して、国民生活センターの公表件数のうちの「商品取引所法関係分」を抽出する。

（日商協は、消費者センター、国民生活センターを経由して持ち込まれた件数を、日商協受理相談件数・苦情件数の内訳数として分類。）

② 日商協は、公的機関に持ち込まれた相談件数の状況を会員に報告。

「不招請勧誘の禁止」を回避できる水準にまで減少させる運動を展開する。
（特に、入口の勧誘に係る苦情相談）

4. 会員における取組

- ① 国民生活センター相談件数を指標として、法令遵守営業の再徹底と顧客相談窓口における対応のあり方の見直しを行う。
- ② 毎月1回、国民生活センターに相談件数照会を行う。
- ③ 日商協相談センターの存在告知（各社印刷媒体に表示するほか、ホームページ等インターネット媒体に「商品先物相談センター」等の日商協相談センターへのリンクボタンを設定することにより、相談が業界の公的機関に集約されるよう工夫する。）

5. 日商協における取組

- ① 日商協相談センターに係る告知広告を行い、当事者能力のあるあっせん・仲介機関であることをアピールしていく。
- ② 相談・苦情等に係る内容に応じて、早期の注意喚起・指導に活かしていく。

【国民生活センター相談件数に係る照会手順等】

国民生活センターがPio-netで集計している商品先物取引の相談案件については、情報公開法（「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」）により情報開示を請求することができます。

開示請求の方法及び当該請求により開示される情報は以下のとおりです。

（1）開示請求の方法（詳細は、国民生活センターホームページ「情報公開 利用の手引き」をご参照下さい。）

① 情報公開窓口

国民生活センター 情報公開室
東京都港区高輪 3-13-22

② 開示手続き

上記窓口で「法人文書開示請求書」を提出。

③ 情報開示の実施

開示請求書を受け付けた日から原則30日以内に、開示又は不開示の決定が通知されます。

開示決定の通知を受けたときは、30日以内に「解除の実施方法等申出書」を提出し、開示の実施方法・希望日を申し出ます（開示を受けるには、閲覧料、コピー料、資料の郵送料などがかかります。）。

（2）開示される情報

本請求により提供される情報は、「相談案件ごとの受付年月」のみです。

例：平成18年（2006年）9月に3件の相談があった場合は、

- ・2006年9月
- ・2006年9月
- ・2006年9月

と開示されるとのこと。

自社に係るものであっても、以下の情報については開示されません。

- ・個々の案件に係る具体的な相談内容
- ・苦情、相談、照会等の別
- ・受け付けられた消費者センター名
- ・当該商品取引員に対応を求めたものであるか否か。
- ・日商協に連絡されたものであるか否か。

【今後の課題】

国民生活センター等の消費者相談窓口から商品取引員に対し、直接又は日商協等を経由して間接的に対応を求められたものは案件を特定することも可能であるが、同センター等が相談者にアドバイスをする等により対応が完結したものは内容がわからない。

商品先物取引業界としてトラブル減少の対応を図るためには、商品取引員各社が自社の相談案件について、その内容を把握・分析することが重要であることから、今後、主務省等を通じて、国民生活センター集計の相談案件についてより詳細な情報提供が行われるよう求めていくことが必要と考えられる。

以 上

会 員 代 表 者 各 位

日 本 商 品 先 物 振 興 協 会

会 長 加 藤 雅 一

顧客トラブルの減少に向けた取組の推進について

標記の取組につきましては、先般開催した会員代表者懇談会において趣旨等につきご理解を賜ったところでありますが、会員各社における具体的な取組の手順等について、別紙によりご対応いただきたくご案内申し上げます。

本店・営業所等に掲出していただくポスター（先物協会作成）については、別紙「申込書」により、11月8日（水）までに先物協会あてにお申込下さい。

なお、国民生活センターへの相談件数に係る開示請求については、開示請求書面の記載内容に不備がないよう、別紙2「国民生活センター集計相談件数に係る開示請求手続き」をご参照のうえ、同センターに提出いただきますようお願いいたします。

「顧客トラブルの減少に向けた取組」推進の
具体的プロセスについて

1. 商品先物取引業界の取組姿勢の表明

業界はルール遵守に前向きに取り組み、顧客本位の勧誘・営業を行っていることを対外的に示すことによって、高い信頼が得られるようにするための業界運動です。形式的な姿勢表明でなく、実態あるものとするため、全社員への周知徹底を励行して下さい。

(1) 勧誘方針の開示・公表

会員各社が、適合性原則において配慮すべき事項、勧誘時に配慮すべき事項（勧誘方法及び時間帯）等に係る「勧誘方針」を開示・公表することを促進するものです。

勧誘方針の策定・公表に係る法的規制は、金融商品取引法の行為規制の施行に合わせた改正商品取引所法の施行（来年7月予定）からとなりますが、法的規制に先行して各社が自発的・自主的に取り組んでいることの姿勢表明です。

【会員における取組プロセス】

- | |
|--|
| <p>① 会員各社が「適合性原則に係る方針・考え方」や「迷惑となる勧誘は行わない」等の<u>勧誘方針</u>を定め、<u>社内に周知徹底</u>する。</p> <p>② <u>社内徹底が図られたことを確認</u>したうえで、勧誘方針を各社のホームページやパンフレット等で<u>開示・公表</u>する。</p> <p>（社内徹底がなされないまま勧誘方針に反する行為が行われると、場合によっては虚偽表示が問われることにもなります。勧誘方針の開示・公表は事実上、社内徹底が行われていることを示すものであることにご留意下さい。）</p> |
|--|

(参考) 改正商品取引所法第 220 条の 3 において準用する金融商品販売法第 9 条

第 9 条 金融商品販売業者等は、業として行う金融商品の販売等に係る勧誘をしようとするときは、あらかじめ、当該勧誘に関する方針（以下「勧誘方針」という。）を定めなければならない。ただし、当該金融商品販売業者等が、国、地方公共団体その他勧誘の適正を欠くおそれがない者と求められる者として政令で定める者である場合又は特定顧客のみを顧客とする金融商品販売業者等である場合は、この限りでない。

2. 勧誘方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ① 勧誘の対象となる者の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らし配慮すべき事項
- ② 勧誘の方法及び時間帯に関し勧誘の対象となる者に対し配慮すべき事項
- ③ 前 2 号に掲げるもののほか、勧誘の適正の確保に関する事項

3. 金融商品販売業者等は、第 1 項の規定により勧誘方針を定めたときは、政令で定めるところにより、速やかに、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(2) 顧客本位の営業姿勢の表明

先物協会作成のポスターの掲出等によって、「再勧誘の禁止」、「適合性原則」、「説明義務」等のルールの遵守とルール違反等に係る各社の取組姿勢を表明するものです。

〔会員における取組プロセス〕

- ① **ルール遵守の姿勢を社内徹底する。**
(社会や顧客等から見て、「本気の取組み」であると信頼されるためには、法令遵守の姿勢が社内で徹底されていることが前提となります。)
- ② **業界を挙げての取組であることを社員に周知いただくため、先物協会が作成・配付するポスターを店頭や社内各部署、営業所等に掲示する。**
(ポスターは別紙1の「申込書」により、先物協会までお申込下さい。)
- ③ **ポスター掲出と併せて、会員各社において、自社のルール遵守に係る取組姿勢についても勧誘方針とともにホームページやパンフレット等で開示・公表する。**

(3) 顧客相談窓口の周知(苦情・相談情報の集約)

顧客等からの商品先物取引に係る相談窓口の存在を周知することによって、ルール遵守の姿勢が担保されていることを示すとともに、会員において苦情や相談に係る情報を集約させ、営業改善・サービス向上に役立てるための取組です。

〔会員における取組プロセス〕

- ① **会員各社において、取組姿勢や勧誘方針に反する行為があった場合の対外的相談窓口(「お客様相談室」「品質管理本部」等)を会社内に設置し、その周知を図る。**
- ② **相談窓口において、顧客や消費者センター等から本・支店に解決要請のあった苦情相談に係る事例と件数を集約し、営業に係るサービスの質的向上に役立たせる。**

(当該窓口を「代表取締役社長」等の直接管轄とする等の経営トップの関与があれば、社員の意識改革の徹底につながります。)
- ③ **自社の相談窓口と併せて、「日商協相談センター」の存在を周知する。**
(日商協相談センターの告知は、自社の取組の透明性(正々堂々の姿勢)を示すものです。自社の相談窓口を補完する役割とともに、会社の覚悟を示すものともなります。商品先物取引に係る苦情相談窓口としては、国民生活センター等と比較した場合、日商協相談センターの方がより当事者能力の高い苦情等解決機関であることを対外的にアピールすることで、商品先物取引に係る苦情等を社会に垂れ流しにすることなく、営業改善の手がかりとして活用することが可能となります。)

〔先物協会による支援策等について〕

先物協会としては、こうした顧客本位の勧誘・営業を推進する取組を行っていることを取引先選別基準の一つとするよう、顧客等に対して推奨していきます。

また、会員にこうした運動方針についての理解が浸透したことを簡単なアンケート調査等で確認した上で、マスコミに対して、広告掲載を認めても問題がないことを訴えていきます。

2. 苦情相談内容の精査・分類

自主規制機関である日商協が、当事者能力ある機関として、商品先物取引の苦情・相談等に係る分析・会員への指導・処分等について透明性の高い報告書を作成・公表し、「正すべきは正す」という是々非々の業界としての姿勢を示すことによって、高い信頼を得るための業界運動を展開していきます。

〔会員における取組プロセス〕

- ① **国民生活センターに対し、同センターで集計された自社の相談件数について開示請求する。**(開示請求の具体的な手続きは、別紙2をご覧ください。)
- ② **会員各社は、次の数値を日商協に報告する*。**
 - ・上記①の開示請求により把握した自社の相談件数
 - ・消費者センターから解決要請等の連絡があった件数(日商協相談センターを経由して連絡があったものを含む。)

*日商協の提出窓口、報告様式等については、後日、ご連絡いたします。
- ③ **会員は、消費者センター等で受理された苦情等の内容や件数を「顧客満足度指数」等の指標として捉え、迷惑勧誘の根絶や法令順守営業の徹底、顧客サービスの見直し・充実に活かしていく。**

〔日商協における分析等信頼性向上への取組について〕

- ① **日商協においては、会員各社からの報告件数を集計して、国民生活センター発表の商品先物取引に係る相談件数のうちの商品取引員に係る実数を明らかにし、その件数の状況を基に、主務省と連携して、国民生活センターや消費者センターに正確な区分・分類を行うよう働きかけていただくこととしています。**
- ② **また、日商協相談センターにおいて受理した苦情等については、日商協で内容を精査・分類したうえで、会員に対し苦情等の直近事例に係る具体的な事情を定期的に通知します。このことによって、会員全体で、減少させるべき苦情・紛争の発生状況についての認識を共有し、危機感をもった改善への取組促進に役立てていきます。**

併せて、日商協は、苦情等についての処理結果と分析、会員への指導・処分等に係る年次報告書を作成し、会員はもとより対外的にも公表することによって、改善状況

についての理解を求めていきます。

- ③ 日商協が権威ある業界の自主規制機関であることを定着させるため、日商協自ら相談センターの存在をアピールするとともに、取引所や全商連、委託者保護基金、日本商品清算機構等においても、あらゆる広報の機会を捉えて「日商協相談センター」の存在告知を行っていくよう、先物協会から働きかけていくこととしています。

国民生活センターは、各地消費生活センター等の受理した苦情相談を下に、関係法案の国会審議等の機会を捉えて、受理件数と苦情実態の分析結果を報告書にとりまとめ公表してきました。その報告書は、商品先物取引業界に係る世論形成に、絶大な影響力を發揮してきました。件数については、海外先物、外国為替証拠金取引、私設市場取引等区分のあいまいなものを含む数字であるのが実態ですが、具体的な苦情・紛争の内容事例（それも悪質事例）の紹介とあいまって、業界に対する悪印象を際立たせ、悪質営業に焦点を充てた「一律行為規制」を法制度として呼び込んできた事実経過を業界として直視する必要があります。

自主規制機関である日商協が当事者能力ある機関として、受理した苦情等についての処理結果・分析・会員指導・処分等に係る年次報告書を作成、公表し、信頼性の高い苦情等に係る数値として社会的な指標とされることが必要です。国民生活センター作成の「苦情白書」に対して、業界として受身で受動的に対応するのではなく、当事者能力ある自主規制機関としての日商協による「苦情白書」により、積極的に苦情の状況を分析して会員に報告し対外的に公表していくことが必要です。この透明性の確保が業界としての対抗措置といえます。一部の悪質営業行為や執拗な勧誘を業界各社が容認しているかのごとくに見られることは会員の大多数にとって容認しがたいことです。件数等の数値を一人歩きさせることなく、内容の精査・分類により個別指導に活かしていくことがトラブルを減少させ、結果として、一律規制による弊害を防止する手段となります。

3. 取組のスケジュール

- | | |
|-------|------------------------|
| 11月中 | 勧誘方針・ルール遵守に係る社内への周知・徹底 |
| 11月中旬 | 先物協会からポスター配付 |
| 11月下旬 | 会員アンケート調査（取組状況の確認） |
| 11月末 | 勧誘方針の開示・公表、ポスターの掲出 |

以上

18先物振興発第110号
平成18年12月15日

会員代表者 各位

日本商品先物振興協会
会長 加藤 雅一

顧客トラブル減少に向けた取組の推進について

顧客トラブル減少に向けた取組の推進状況に係る調査についての調査へのご協力ありがとうございました。

会員各社における取組の状況を以下のとおり確認することができ、「不招請勧誘の禁止」導入への社会的風圧を跳ね返し利便性向上に向けた制度改正等を推進する環境が整備されつつあると確信した次第です。

〔顧客トラブル減少に向けた取組の取組推進状況〕

回答社数 75社 (回答率 会員76社中98.7% 1社は12月廃業予定)

○「勧誘方針の開示」をしている 66社 (88.0%)

(開示のない9社中 4社が準備中、電子取引・取次証券会社3社、廃業1社)

○「ルール遵守姿勢についての社内徹底」は終わっている 73社 (97.3%)

(終了していない2社のうち1社は、12月に廃業予定の社)

○「『ルール』等のポスターの社内提示」をしている 72社 (96.0%)

○「顧客相談窓口(自社相談窓口)の告知」をしている 74社 (98.7%)

○「顧客相談窓口(日商協相談センター)の告知」をしている 67社 (89.3%)

(「相談センター」の告知なしは8社。3社が電子取引、媒体なし2社)

今後は、商品先物取引に係る苦情は当事者能力の高い日本商品先物取引協会(日商協)の相談センターに集約して会員の委託者サービス改善に生かし、国民生活センター等に対しては、商品先物取引にかかる相談件数の公設市場とそれ以外との区分やマスコミへの区分した数値の発表等を、引き続き関係機関の協力を得ながら、要請していくこととします。

営業環境は依然として厳しい状況ですが、マスコミ等に対しては業界取組姿勢に係る理解を深め、また、広告規制の見直しを求める等により広告宣伝に係る門戸開放を働きかけること等による環境改善を図りたいと考えます。

顧客トラブル減少に向けた取組については、会員の皆様に、引き続き社内周知徹底方をよろしくごお願い申し上げます。

以上

18 先物振興発第 87 号
平成 18 年 11 月 10 日

会員代表者 各位

日本商品先物振興協会
会長 加藤 雅一

2002 年度	2, 476 件	(7, 810 件※)
2003 年度	2, 002 件	
2004 年度	1, 566 件	(4, 212 件※)
2005 年度	708 件	
2006 年度 (4 月～11 月 2 日)	359 件	

国民生活センターの商品先物苦情相談件数について (報告)

標記に係る時事通信社の記事配信によると、商品先物取引にかかる苦情相談のうち、商品取引所法に基づく商品先物取引 (国内公設市場) 分は、下記の通り、2002 年度をピークに減少傾向が鮮明となっています。特に、2005 年度の数字には、2005 年 5 月施行の改正商品取引所法を会員がよく遵守した結果が如実に現れていると自己評価できるものといえます。引き続き、顧客の取引ニーズを基本にした顧客本位の法令順守営業の徹底と適合性に基づくトラブルの発生余地のない取引普及への取組等により社会的信頼を獲得し、市場の流動性に寄与する仲介業者としての認知度を高めていく必要があります。

今回の時事通信社の配信記事により明らかになったことは、苦情相談等に係る業界としての正確な把握の重要性です。国民生活センター等に対して、情報公開法に基づき自社の苦情相談件数についての開示を求め、これを顧客サービスの改善に活かす資料とすることは当然として、自社としてまた業界として正確な数字を把握することにより、公表される数字を検証すること、誤りがあればこれを正し社会における誤解を払拭していくこと、そうした取組姿勢を堅持していくことが重要です。

本年 5 月の金融商品取引法案 (「証券取引法の一部を改正する法律案」) 等の国会審議過程において、国民生活センター等の集計した不確かな苦情件数が法律改正等における国会審議資料となることの恐ろしさを目の当たりに実感したわけですが、この苦い経験を忘れることなく、10 月開催の会員代表者懇談会での取り組み方針通り、国民生活センターに対しては、自社の苦情件数についてご照会いただき、その正確な把握と法令順守営業の指標として活かしていただくことをお願い申し上げ、ご報告といたします。

記

商品先物の消費者相談件数 (国民生活センター集計)

—時事通信社 J - COM 11 月 7 日午後 4 時 41 分配信記事より—

2000 年度	1, 512 件
2001 年度	2, 016 件

※ () 内は、国会審議の中で商品取引員に係る苦情相談として、政府側から答弁された件数です。

※ なお、国民生活センターが公表した、例えば、2003 年度の 4, 212 件の中で取引員名が特定できた件数が 2, 002 件、その他の不明の中に、取引員名を特定できないが公設市場分もあるということであり、必ずしも安心できる数字ではない点に特段の注意が必要です。

以上

18先物振興発第115号
平成18年12月26日

18先物振興発第101号
平成18年12月6日

会員代表者 各位

日本商品先物振興協会
会長 加藤 雅一

独立行政法人国民生活センター
理事長 横谷 真平 殿

日本商品先物振興協会
会長 加藤 雅一

商品先物取引関連の相談件数照会結果について

本会では、平成18年11月28日(火)付け朝日新聞朝刊(経済面)の「商品先物 絶えぬ違法勧誘」と題した記事において、国民生活センターが集計した、国内公設先物取引等を区分していない商品先物取引関連の相談件数が掲載されていたことから、11月30日及び12月6日の2回にわたり、国内公設先物取引、海外先物取引等に区分した相談件数を照会した結果、12月20日(水)、同センターより下記のとおり回答がありましたので、ご報告いたします。(別紙1)

なお、朝日新聞社に対しては、商品先物取引に係る報道にあたってのご配慮方お願い(平成18年12月6日付け18先物振興発第102号)を書面にて送付しております。(別紙2)

なお、各社による相談件数照会方法については、現在、国民生活センターと細部を調整しておりますので、確定しましたら、あらためてご連絡申し上げます。

記

照会内容：商品先物取引に関する相談件数

期 間：2005年度及び2006年4月1日～2006年11月16日

	[回答内容]
(1) 2005年度	4,711件
① 国内公設先物取引	700件
② 国内私設先物取引	24件
③ 規制海外先物取引	472件
④ 非規制海外先物取引	124件
(対象不明件数)	3,391件)
(2) 2006年度(11月16日まで)	2,249件
① 国内公設先物取引	377件
② 国内私設先物取引	27件
③ 規制海外先物取引	272件
④ 非規制海外先物取引	134件
(対象不明件数)	1,439件)

以上

商品先物取引関連の相談件数の照会について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、本会では11月30日付け18先物振興発第97号により、貴センターに対し、2005年度及び2006年度における商品先物取引関連の相談件数の内訳についてご照会申し上げましたところ、昨日、電話にて、法人文書開示請求手続きにより照会されたい旨の連絡をいただきました。

貴センターでは、時事通信社等マスコミの取材に対しては内訳等についてご回答されているところ、今般の照会事項に係る利害当事者である当協会の照会に対してご回答いただけないことは誠に残念です。

当協会は、国内公設の商品先物取引に関わる団体として、顧客からの苦情の減少に取り組んでいるところであり、貴センター集計の相談件数に強い関心を抱いております。

つきましては、あらためて先般の当協会からの文書照会にご回答賜りますようお願いのほどよろしくお願い申し上げます。

敬具

[資料5-(6)-④]

[資料5-(6)-③]

19 先物振興発第 34 号
平成 19 年 3 月 28 日

会員代表者 各位

日本商品先物振興協会
会長 加藤 雅一

国民生活センター相談件数に係る調査結果の報告について

昨年 10 月より、「顧客トラブルの減少に向けた取組」の一環としてご協力賜りました会員各社における国民生活センター相談件数に係る調査集計が完了いたしましたので、別紙のとおりご報告申し上げます。

国民生活センターによる商品先物関連の相談件数は、2005 年（平成 17 年）度が 4,711 件と公表され、これらが全て商品取引員に係る相談であるかのように、国会や一部の新聞報道等で用いられたところですが、今後はより細かな分析がなされ、偏見のない公正な報道・評価がなされることが期待されます。

先物協会としても、苦情の発生しない取引の普及、適合性の原則の徹底、勧誘方針の公表・遵守、業界苦情相談窓口の開示等法令遵守に係る内部規律の徹底に取り組む会員の取組姿勢が社会に見えるよう、さらなる広報に努めるとともに、各地消費者センターの相談を集計する国民生活センター公表数値における商品取引員関係件数の正しい数値について、引き続き、情報公開法に基づき照会を行い、勧誘を巡る苦情のゼロ運動に係る努力目標として活用していく所存です。

平行して、業界としては、日本商品先物取引協会の相談センターを当事者能力を有する相談機関として周知し、自主規制機関による公平・迅速な苦情等の解決と会員に係る個別指導・規制等の強化によって、商品取引員の信頼性向上に取り組むことを推進してまいりますので、引き続き、会員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上

国民生活センター相談件数に係る調査結果について

1. 本調査の趣旨

国民生活センターが公表している「商品先物」関連の相談件数のうち、商品取引所法に基づく国内公設の商品先物市場及び商品取引員に係る件数について、平成 17 年 5 月の改正商品取引所法施行後の状況を把握するために実施しました。

2. 調査方法

国民生活センターの Pio-net で集計された平成 17 年 4 月から平成 18 年 9 月までの間における各会員の相談件数について本会会員から同センターに開示請求し、同センターから回答のあった件数を本会において集計しました。

また、当該期間中に国民生活センター・各地消費者センターから直接、又は日商協を経由して会員に解決要請のあった件数について会員から報告を受け、それについても併せて本会において集計しました。

なお、すでに廃業した取引員に係る相談件数は、本会から国民生活センターに開示請求を行いました。

3. 調査結果に係る説明

国民生活センターが公表している 2005 年（平成 17 年）度の商品先物関連の集計件数 4,711 件のうち、**本会会員に係る件数は 2,427 件**（廃業取引員分 157 件を含む。）であり、公表件数に占める割合は 51.5% となっています。また、2006 年（平成 18 年）度では、11 月 16 日までの国民生活センター集計件数 2,249 件に対して 9 月末までの本会会員に係る件数は 915 件（廃業取引員分 34 件を含む。）であり、同センターの集計件数に占める割合は 40.7% となっています（ただし、集計期間が異なるため、実際はもう少し割合が高くなります。）。

一方、本会が国民生活センターに照会した **取引市場別の分類件数**は、2005 年（平成 17 年）度の国内公設先物取引に係る件数は 700 件、2006 年（平成 18 年）度 4 月から 11 月 16 日までは 377 件と回答がありました（同センター情報分析部）。

これらと比較すると以下のとおりであり、国内公設先物取引に分類されている相談が本会会員に係る相談であるとすれば、本会会員に係る相談のうち取引市場が特定できないものが、2005 年度では 7 割を超えていることとなります。

	公表件数	本会会員	商品特定 (国内公設)	商品不明
2005 年（平成 17 年）度	4,711 件	2,427 件	700 件	1,727 件
2006 年（平成 18 年）上期	2,249 件	915 件	377 件	538 件

※ 2006年は、公表件数・商品特定（公設）件数は11月16日までの数値、取引員に係る件数は9月末までの数値。

個々の相談内容については開示されないため、これらの差異が何によるものかは明らかではありませんが、理由としては下記のことと推測されます。

- ① 相談員が商品取引員名を聞いても国内公設かどうか分からない（相談情報として、商品取引員名だけが記録され、市場分類が記録されない。）。
- ② 相談において商品取引員名は判明しているが、商品（市場）名が明らかでない（勧誘に係る相談で、商品（市場）名が特定できない等。）。
- ③ 商品先物取引以外の相談（FX取引等）

また、会員各社が国民生活センターや各地消費者センターから直接、又は日商協を經由して解決要請を受けた件数は、2005年度が197件（2,427件中8.1%）、2006年度上半期が84件（915件中9.2%）であり、ともに相談件数の1割に及びません。会員に解決要請のない相談案件は9割を超えます。どのようなことから解決要請・連絡・通知等がなかったのかは不明です。推測の域を出ませんが、消費者センターの相談窓口での助言・アドバイス等で済んだ比較的軽易なもの、相談者が消費者センター等に相談したことを告げずにあらためて会員相談窓口や日商協相談センターに相談したもの、消費者センター等から弁護士・弁護士会等が紹介されたもの、等が考えられます。

会員が知りえた相談件数の10倍以上が、総件数として公表されていることから引き続き、怠りなく照会を通じて件数把握に努めていく必要があります。

以 上

国民生活センター相談件数に係る調査結果

平成19年3月27日

国民生活センターへの会員の開示請求に基づく回答を集計

現会員 75社 (旧社名を含む)
 廃業等取引員 11社

2005年度	調査対象会員に係る相談件数			国民生活センター・消費生活センターから会員に解決要請のあった件数	国民生活センター・消費生活センターから、日商協を經由して会員に解決要請のあった件数
	全会員計	うち、現会員(75社)	うち、廃業取引員(11社)		
4月	232	195	37	19	5
5月	201	182	19	17	1
6月	208	200	8	15	2
7月	212	195	17	17	0
8月	224	212	12	16	1
9月	205	200	5	21	1
10月	192	187	5	12	4
11月	216	194	22	14	2
12月	262	250	12	20	2
1月	155	145	10	6	0
2月	176	171	5	13	3
3月	144	139	5	6	0
合計	2,427	2,270	157	176	21

2006年度(上半期)	調査対象会員に係る相談件数			国民生活センター・消費生活センターから会員に解決要請のあった件数	国民生活センター・消費生活センターから、日商協を經由して会員に解決要請のあった件数
	全会員計	うち、現会員(75社)	うち、廃業取引員(11社)		
4月	164	154	10	8	3
5月	187	179	8	12	6
6月	196	190	6	13	7
7月	158	153	5	11	3
8月	109	107	2	7	3
9月	101	98	3	4	7
合計	915	881	34	55	29

国民生活センター公表による取引市場別相談件数

(本会からの照会に対する平成18年12月18日 国民生活センターからの回答)

2005年度	4,711件
① 国内公設先物取引	700件
② 国内私設先物取引	24件
③ 規制海外先物取引	472件
④ 非規制海外先物取引	124件
⑤ 対象不明件数	3,391件

2006年度	2,249件
① 国内公設先物取引	377件
② 国内私設先物取引	27件
③ 規制海外先物取引	272件
④ 非規制海外先物取引	134件
⑤ 対象不明件数	1,439件

(06年度は、11月16日までの集計数値)

19 先物振興発第 37 号
平成 19 年 4 月 4 日

朝日新聞社 御中

日本商品先物振興協会
会長 加藤 雅一

国民生活センター相談件数に係る調査結果について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

本会では、昨年 11 月より商品先物取引等における顧客トラブル減少の取組の一つとして、会員各社ごとの国民生活センターに寄せられる相談件数を把握し、コンプライアンス営業の徹底等に活かしています。

今般、会員各社及び本会において国民生活センターへ会員各社の相談件数及び調査対象期間において廃業した商品取引員の相談件数の照会を行い、集計が完了いたしましたので、ご参考までに以下のとおりご報告いたします。

国民生活センターの Pionet で集計された 2005 年（平成 17 年）度の商品先物関連の集計件数 4,711 件のうち、本会会員である商品取引員に係るものは 2,427 件（廃業取引員分 157 件を含む。）であり、公表件数に占める割合は 51.5%となっています。また、2006 年（平成 18 年）度では、11 月 16 日までの国民生活センター集計件数 2,249 件に対して 9 月末までの本会会員に係る件数は 915 件（廃業取引員 34 件分を含む。）であり、国民生活センターの集計件数に占める割合は 40.7%となっています。（ただし、集計期間が異なるため、実際はもう少し割合が高くなります。）

一方、本会において国民生活センターに照会（平成 18 年 11 月 30 日及び 12 月 6 日）した取引市場別の分類件数は、2005 年（平成 17 年）度の国内公設先物取引に係る件数は 700 件、2006 年（平成 18 年）4 月から 11 月 16 日までは 377 件と同センター情報分析部より回答をいただきました。

これらと比較すると以下のとおりであり、国内公設先物取引に分類されている相談が本会会員に係る相談であるとすれば、本会会員に係る相談のうち取引市場が特定できないものが、2005 年度では 7 割を超えていることとなります。

	公表件数	本会会員	商品特定 (国内公設)	商品不明
2005 年（平成 17 年）度	4,711 件	2,427 件	700 件	1,727 件
2006 年（平成 18 年）上期	2,249 件	915 件	377 件	538 件

※ 2006 年は、公表件数・商品特定（公設）件数は 11 月 16 日までの数値、取引員に係る件数は 9 月末までの数値。

また、会員各社が国民生活センターや各地消費者センターから直接、又は日本商品先物取引協会（日商協）を経由して解決要請を受けた件数は、2005 年度が 197 件（2,427 件中 8.1%）、2006 年度上半期が 84 件（915 件中 9.2%）であり、ともに相談件数の 1 割未満となっています。会員に解決要請のない相談案件は 9 割を超えます。

当協会においては、会員が知りえた相談件数の 10 倍以上が、商品先物に係る相談件数として集計・公表されていることから、引き続き、国民生活センターへの照会等を通じて実態を把握し、商品先物取引の信頼性向上に努めていく所存であります。

平成 18 年 11 月 28 日付貴紙朝刊においては、国民生活センターに寄せられる商品先物関連の相談件数の全てが国内公設市場に係るものであるかの如く報道されましたが、同センターの情報分析部では、国内公設市場に係るものと、それ以外については区分して集計・発表していますので、今後の報道に当たっては、公表数値を正しく分析し、公平性に留意した報道がなされることを期待するところです。

敬具

19 先物振興発第 22 号
平成 19 年 2 月 23 日

株式会社日本商品清算機構
代表取締役社長 森 實 孝 郎 殿

日本商品先物振興協会
会長 加 藤 雅 一

清算制度のあり方等に関するご検討方お願いについて

わが国の商品先物市場が社会的にも国際的にも信頼性を向上させ、内外から投資先として選択されるためには、貴社がわが国の清算機関としてふさわしい機能を発揮できるようにすることが不可欠であります。

つきましては、貴社において、清算参加者、内外からの市場参加者、商品取引所、金融機関、学識経験者等からなる公的な検討の場を設置し、下記の対応策を含めてご検討賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 総合的清算機関とすること。

清算対象取引市場におけるすべての取引について、貴社が買い手又は売り手の相手方となって、その取引の履行を保証する機関となること。(取引所別の清算機関から取引所横断的・統合的な清算機関に転換すること。)

併せて、違約に係るより高度の当事者能力を有する者が清算参加者となることができるよう、清算参加者の資格要件・財務要件についても見直しをしていただきたいこと。

2. 清算参加者中心の株主構成とすること。

貴社の清算機関としてのガバナンスや財務基盤を強化するため、株主構成、取締役構成を見直し、清算参加者を主体として再構成していただきたいこと。

併せて、より大きな市場参加者の参入に対応できる自己資本の充実・財務基盤の拡充を図っていただきたいこと。

3. リスク管理体制の充実を図られたいこと。

リスク管理の充実を図るため、合理的な取引証拠金の設定や清算数量制限のあり方等について見直しを行うとともに、清算参加者に係るモニタリングのため清算参加者と清算機構との間の情報交換をリアルタイムに行うこと。

また、現在の市場規模に甘んじることなく、より大きな市場参加者の参入等市場規模拡大に向けた将来展望を踏まえて、決済不履行積立金の目標額の設定、積立目標達成に向けたスケジュール等についてもご検討いただきたいこと。

以 上

平成 18 年 7 月 26 日
18 先物振興発第 62 号

東京穀物商品取引所
理事長 森實 孝郎 様

中部商品取引所
理事長 木村 文彦 様

日本商品先物振興協会
会長 加藤 雅一

東 穀 協 会
会長 多々良 義成 様

中 部 商 取 協 会
会長 村上 久 広 様

平成 18 年 7 月 26 日
18 先物振興発第 63 号

日本商品先物振興協会
会長 加藤 雅一

取引システム共通化に係るお願いについて

本会が 4 月に実施の会員代表者アンケート調査の結果、会員の多くが「取引所システムの共通化」を希望しています。商品取引員 80 社について、経常収支黒字 36 社、同赤字 44 社（営業収支黒字 30 社、同赤字 50 社）という厳しい取引員経営の状況にあり、共同利用による取引システム経費等の節減要求には、切なるものがあります。

現在、取引システムについては、東京穀物商品取引所において、ザラバ取引システムへの移行と従来の取引システムの利用との並存の方向で協議されており、中部商品取引所は、東京穀物商品取引所の開発した従来の取引システム利用に係る使用端末等についての OS(オペレーティング・システム)環境の切り替え時期が到来したことを契機に新取引システムへの転換を検討されています。これについて、共通受託会員において、同一取引システムの利用の利便性が失われ、かつ、経費負担も増大するために、取引システムの共通化・統合化に係る意向が強くなることも事実です(注をご参照下さい)。

つきましては、両取引所における新取引システムの円滑な導入のため、取引システム共通化・統合化について両取引所間で合議、ご相談いただき、共通受託会員の意向にご配慮賜りたくお願い申し上げます。

商品取引所経営と受託会員経営とは総体的には一体であり一運托生の側面もあります。商品取引員の経営環境が総じて厳しい中で、共存共栄の方向にむけて、理事長のご英断を賜りたく、重ねてお願い申し上げます。

以 上

(注) 経営者アンケート調査(有効回答 73 社)において、28 社(38.4%)の取引員が協会の取り組み課題として「取引所システムの共通化」を支持する結果となっています。

「取引システムの共通化に係るお願い」についてのご報告

標記の件に関して 7 月 26 日に、東京穀物商品取引所及び中部商品取引所に対して、別紙の通りお願いいたしましたので、ご報告申し上げます。貴協会におかれましても、両取引所の共通受託会員の立場についてご理解を賜り、取引システムの共通化・統合化について両取引所で会議・相談がなされるようご協力を賜りたくお願い申し上げます。

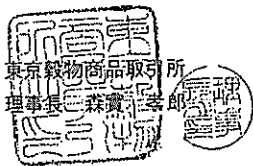
なお本件に関して、中部商品取引所理事会(平成 18 年 7 月 25 日開催)において、取引システムの共同化や回線の共通化等についての会員からの要請に配慮して、1ヶ月間の検討期間を設ける趣旨の報告がなされた旨、同所及び本会の共通理事からあったことを、併せてご報告申し上げます。

以上



平成18年8月31日

日本商品先物振興協会
会長 加藤 雅一 殿



「取引システム共通化に係るお願い」について（回答）

貴協会の要請と当所関係協会からの申入れを受け、二度にわたって協議してきました。その協議の中で得られた共通認識に立って、お答えいたします。

- 現時点で現在準備中の取引システムについて統一化することは、現実的に見て困難であると判断します。
なお、東京穀物商品取引所としては、新取引システムの導入に伴う商品取引員の負担の軽減については、貴協会の意向を十分に尊重し、今後、幅広く商品取引員の意向をくみ上げ、対処してまいりたい。
- 今後の取引システムについては、システムの共通化が商品取引員の共通の利益であるという認識に立って、貴協会と取引所が十分に協議し、連携して取り組んでまいりたい。

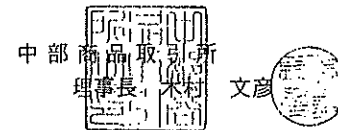
以上、貴協会の「取引システム共通化に係るお願い」についての回答といたします。

以上



平成18年8月31日

日本商品先物振興協会
会長 加藤 雅一 殿



「取引システム共通化に係るお願い」について（回答）

貴協会の要請と当所関係協会からの申入れを受け、両取引所・両協会合同で両取引所における新システムの考え方について情報交換と協議の場を設定し、二度にわたって協議してきました。その協議の中で得られた共通認識についての報告をもって、当所の回答といたします。

取引システム開発の企画段階であれば共通化の余地はあったと考えられるものの、新取引システム開発に着手し一部終了する等の現段階においては、当所として関係委員会等における検討や理事会承認までのこれまでのプロセスをシステム共通化のために白紙に戻すことは、事実上、困難であると判断します。

新取引システムについては、当所の開発理念に基づき、取引所の将来展望に係わる重要な戦略的位置づけの上に関係委員会における審議等のプロセスを経て開発が進められてきたものです。よって、現段階でのシステムの共通化は困難であるという認識を持つに至った次第です。

以上、ご報告申し上げます。

なお、共通会員の取引システム・コストの軽減の観点については、現下における商品取引員経営の状況を鑑みると、当所の出来高等の状況に照らすまでもなく、その要求の真摯なることについては、十分に理解しております。今後は、取引システムの開発等IT化に係わる企画等に際しては、より一層商品取引員のコスト負担に配慮し、可能な限り情報開示を行い幅広く会員の意見を拝聴するよう努めてまいります所存です。

以上

18 先物振興発第 72 号

平成 18 年 9 月 11 日

商品取引員代表者 各位

日本商品先物振興協会
会長 加藤 雅一

取引システム共通化に係る取組について

商品取引所における取引システムの共通化の実現については、4 月実施の「取引員経営環境について」の会員代表者アンケート調査の結果を踏まえ、18 年度事業計画の中に「中期的取組課題」として追加することについて、理事会のご承認を得たところ
です。

これについて、7 月 21 日、現在進行中の、中部商品取引所の取引システム準備や東京穀物商品取引所の取引システムの更新作業について、同じ板寄せ仕法であるので取引システムの共通化を働きかけてほしいとの要請が両取引所の共通会員である商品取引員代表者からあったことから、同 26 日、中部商品取引所ならびに東京穀物商品取引所に対して、両取引所加入の共通受託会員の立場についてご理解を賜りたいこと、取引システムの共通化・統合化に係る協議を行っていただきたいことをお願いし、中部商取協会ならびに東穀協会に対しては、両協会が協力して両取引所間協議の実現を働きかけるようお願いしました

上記の結果、関係取引所と関係協会合同の協議が実現し、このほど、協議を踏まえて、各取引所から文書回答がありました。

回答に示された取引所の判断の概要は、現在準備中の取引システムについては、現時点で統一化することは、現実的に見て事実上困難であるというもので、両取引所の共通の認識となっています。取引システムの共通化を願う立場としてはまことに遺憾
です。

しかしながら、今後の取引システムについては、システムの共通化が商品取引員の共通の利益であるという認識に立って、取引所は当先物協会と十分に協議し連携して取り組んでいくこと、取引員の負担に配慮し可能な限り情報開示を行い、幅広く会員、商品取引員の意見の採聴に努める等の取組姿勢が示されているところです。

以上、現在進行中の新取引システムに係る要望の経緯及び結果について、ご報告申し上げます。

取引システムの統一化・共通化については、取引所の会員である商品取引員がまず

取引所の検討の場で意見を明らかにしていく必要がありますが、協会として売買仕法に応じた取組方針を市場横断的な商品取引員の立場から早期に確定しておく必要性を痛感した次第です。

欧米の商品先物市場が電子取引システムの構築とその 24 時間取引によってアジア各国・地域の取引ニーズの取り込みを企図し検討・実現を進めている中で、取引システムの統一化・共通化は、わが国商品先物市場の競争力を高める上で極めて重要な市場戦略であること、市場横断的な取引員のコスト負担の軽減は取引員の競争力の強化となること等の立場から、当協会に取引システムの統一化・共通化に係る検討の場を設置して、取引所・関係団体等のご協力を得ながら、取組の方向を早期に提案できる
よう理事会のご了承を得たいと考えます。

以上、中期的課題としての「取引システムの統一化・共通化」に係る取組みの方向
についての現状報告です。

(添付資料)

- ・ 市場横断的な事項に係る商品取引員の立場について (2006. 7.24 総務委員会メモ)
- ・ 要望経緯について (メモ)

以上

市場横断的な事項に係る商品取引員の立場について(メモ)

1. 商品取引員は、所属する商品取引所において商品取引員の経費負担の増額を要する事項の検討・決定がなされる場合には、各取引所の共通会員である商品取引員の経営環境に十分な配慮がなされていることを確認するとともに、新たなコスト負担が中長期的事業に係る場合には、取引所としての将来展望を明らかにすることに努め、展望の明らかでない事業については慎重に対応すること。
2. 商品取引員は、取引システム等各取引所が共同利用できる事項については、各取引所が同一のテーブルに着き共通会員の要請・意見に耳を傾け、協力・共同に向けて英知を結集し最善を尽くすよう、所属の取引所に働きかけること。
3. 商品取引員は、商品取引所における事業計画の検討・決定に際して、不明な点の残ることのないよう質問・発言し、課題を究明した上で、極力、賛否を明らかにすることに努め、沈黙を持って同意とされることのないように十分に留意すること。
4. 商品取引員は、同一人が複数の商品取引所の理事を兼任できない実情に鑑み、取引員経営の問題として各取引所の事業計画・プランニングの状況をより一層総合的に把握することに努め、委託者の利便性と商品取引員経営等に及ぼす影響について斟酌すること。
5. 商品取引員は、市場参加者・委託者の利便性に係る事項、取引員経営に関わる事項についての提案、意見等について、積極的に日本商品先物振興協会に情報提供を行うと共に、日本商品先物振興協会においても商品取引所等における検討事項にかかる情報の収集に努め、関係の常設委員会等において検討し課題解決に向け取り組むこと。
6. 商品取引員は、市場の利便性の向上と商品取引員の経営環境の改善等に関係する市場横断的な事項について、日本商品先物振興協会を通じて積極的に提言し、その実現を働きかけていくこと。

以上を確認する。

要望経緯について (メモ)

1. 取引システムの共通化の実現については、4月3日の経営環境に係るアンケート結果を踏まえて、当協会の中期的取組課題とすることを理事会でご承認いただいたところです。
2. これについて、7月21日、目下進行中の、中部商品取引所の取引システム準備や東京穀物商品取引所の取引システムの更新作業について、同じ板寄せ仕法であるので取引システムの共通化を働きかけてほしいとの要請が両取引所の共通会員である商品取引員代表者からありました。これを受けて、幹部会で協議の結果、両取引所における新取引システムの円滑な導入の為、取引システム共通化・統合化について両取引所間で合議、ご相談いただき、共通受託会員の意向に配慮するよう要望することとなりました。
3. 既に両取引所は個別に新取引システムの準備に着手し、各取引所関係協会との協議の下に進行していると見られることから、関係協会に対しても両取引所間協議の実現に向けての協力要請を行うこととなりました。
4. 7月26日、以上の経緯から、幹部会の合意により中部商品取引所ならびに東京穀物商品取引所に対して、両取引所加入の共通受託会員の立場についてご理解を賜りたいこと、取引システムの共通化・統合化に係る協議を行っていただきたいことを文書によりお願いするとともに、中部商取協会ならびに東穀協会に対しても、両協会は協力して両取引所間協議の実現を働きかけることについてお願いすることとしました。
5. 両協会長のご尽力により両取引所事務局の協議が8月14日、同24日と二度にわたって開催され、このほど両取引所より、8月31日付けで、協議結果に基づく「取引システム共通化に係るお願い」についての回答文書を受領するとともに、両協会長からは8月29日加藤会長に、9月1日幹部会に、それぞれ報告がありました。

取引所回答の概要は、現在準備中の取引システムについては、現時点で統一化することは、現実的に見ても事実上も困難であると判断したということであり、両取引所共通の認識となっています。

なお、今後の取引システムについては、システムの共通化が商品取引員の共通の利益であるという認識に立って、当日本商品先物振興協会と取引所が十分に協議し

連携して取り組んでいくこと（東穀取）、取引員の負担に配慮し可能な限り情報開示を行い、幅広く会員、商品取引員の意見の拝聴に努める（中部取）等の回答となっています。

6. 両協会長からは、取引所間協議は平行線であること等の事情について報告がありました。協議の場では、経費負担に同意できない会員によっては会員脱退もありうることに配慮し慎重な対応が必要である旨を協会長から発言する場面もあったが、両取引所の主張は平行線に終わったということでした。

また、システムに明るい会員実務者等に対する取引システムについてのプレゼンテーションの機会を求める趣旨の発言もあったことから、先物協会でこれを受けて、両取引所にプレゼンテーションを要請し、そのうえで先物協会が判断するということもあってよいのではないかと、という提案もいただきました。

7. 両取引所から取引システムについてのプレゼンテーションについては、当協会として概要を把握しておく必要性から、9月4日と5日の両日にわたって機会を設けて、各取引所から個別に説明を受け、質疑を通じて取引所における取引システムの状況の概要を把握しました。

8. 9月4日の幹部会において、協会としての対応を協議、会員に対して協会の取り組みの経緯と今後の取組姿勢を明らかにする必要があることから、会長通知文書を発信することとなりました。

以上

18 先物振興発第 73 号
平成 18 年 9 月 12 日

東京穀物商品取引所
理事長 森實 孝郎 様

中部商品取引所
理事長 木村 文彦 様

日本商品先物振興協会
会長 加藤 雅一

取引システムの共通化に係る取組について(報告)

標記に係る貴所ならびに中部商品取引所のご回答を踏まえて、本会としての取組の方向について、別紙の通り、会員代表者あて報告したことをご報告申し上げます。

進行中の取引システムについて、共通化が困難であるという事情は本会としてまことに遺憾であります。今後の取引システムについては、取引システムの統一化・共通化が商品取引員の共通の利益であるという認識を共有して取り組んでまいりますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上

平成 18 年 11 月 24 日

会 員 各 位

日本商品先物振興協会

自己玉リスク（純資産額規制比率）に係る
リスク値計算シートの更新のお知らせ

本会では商品取引員に課される財務規制である純資産額規制比率の計算要素の一つである、「自己の計算による商品市場における取引及び店頭商品先物取引から発生し得る危険に対応する額」（自己玉リスク値）を簡便に計算するためのシートを作成し、会員専用ホームページにおいて会員の皆様に提供しております。

今般、12月1日から関西商品取引所と福岡商品取引所の合併に対応して同シートの内容を更新いたしましたので、ご案内いたします。

（更新後のシートをご利用の方は会員専用ホームページにログインして、同シートをダウンロードしてお使い下さい。）

なお、リスク値の計算に関しては、省令の規定に沿って行われていればよく、必ずしも本シートを使用する必要はないことを申し添えます。

以上

平成 18 年 12 月 26 日

会 員 各 位

日本商品先物振興協会

自己玉リスク（純資産額規制比率）に係る
リスク値計算シートの更新のお知らせ

本会では商品取引員に課される財務規制である純資産額規制比率の計算要素の一つである、「自己の計算による商品市場における取引及び店頭商品先物取引から発生し得る危険に対応する額」（自己玉リスク値）を簡便に計算するためのシートを作成し、会員専用ホームページにおいて会員の皆様に提供しております。

今般、来る 2007 年 1 月 1 日から中部商品取引所と大阪商品取引所が合併することに対応して同シートの内容を更新いたしましたので、ご案内いたします。

（更新後のシートをご利用の方は会員専用ホームページにログインして、同シートをダウンロードしてお使い下さい。）

なお、①リスク値の計算に関しては省令の規定に沿って行われていればよく、必ずしも本シートを使用する必要はないこと、②今般の取引所の合併に際しリスク値の相殺範囲に変更はなかったこと、を申し添えます。

以上

平成 18 年 9 月

殿

平成 19 年度 商品先物取引関係税制改正要望書

社団法人 全国商品取引所連合会
会 長 森 實 孝 郎

社団法人 日本商品投資販売業協会
会 長 加 藤 雅 一

日 本 商 品 先 物 振 興 協 会
会 長 加 藤 雅 一

平成 19 年度税制改正に関する要望について

近年、産業界は総じて、原油価格などの原材料価格が高騰する一方で製品価格が競争激化で下落するという「上流インフレ・下流デフレ」の局面に遭遇しており、企業の取引条件における価格要因が大きな収益圧迫要因として浮上ってきています。

価格変動リスクのコントロールにより収益圧迫要因を極小化することが、企業の競争力を高めることとなります。企業の置かれている経営環境を見るとき、商品先物市場が提供する価格変動リスクのヘッジ機能等の産業インフラとしての機能はこれまで以上に重要なものとなってきています。

ひるがえって我が国商品先物市場を見ますと、商品取引所の出来高は 2004 年をピークとして、この 1、2 年は下降傾向にあり、市場の流動性の確保が懸念されかねない状況にあります。市場の流動性の低下についての危機感から、業界として、局面の打開に向けて、市場の信頼性と利便性の向上へ

平成 18 年 9 月

社団法人 全国商品取引所連合会

社団法人 日本商品投資販売業協会

日 本 商 品 先 物 振 興 協 会

〔資料 5—(10)—①〕

の一層の取り組み強化と市場の利用に係る正しい知識の普及啓発に取り組んでいるところです。

商品先物市場が有する公正な価格形成と先行指標価格の提供、価格変動のリスクヘッジといった機能の発揮にとって、市場の流動性の確保は不可欠ですが、この流動性確保において、積極的に価格変動リスクを引き受ける個人投資家を始めとする多様な投機が果たす役割は、極めて大きなものがあります。

個人投資家の直接的市場参加や商品ファンド等集団投資スキームを經由した市場参加を促進するためには、金融所得に係る税制において、市場選好に中立的であり、かつ、判りやすい税体系が求められるところです。このことにより、わが国経済の活性化が期待できるものです。

つきましては、平成 19 年度の税制要望に関しまして、次の事項につき、別紙理由書を添えてお願いいたしますので、特段のご配慮を頂きたい、お願い申し上げる次第です。

〔要望事項〕

1. 商品先物取引（オプション取引を含む。）の決済差損益について、金融所得一元化の対象としその税率を同一とするとともに、対象とすべき金融所得について、損益通算及び損失繰越を可能とする措置を講じること。
2. 商品ファンド（信託型、匿名組合理型、海外リミテッドパートナーシップ型）の収益分配金・償還損益を金融所得課税の一元化の対象とし、対象とすべき金融所得について、その税率を同一とするとともに、損益通算及び損失繰越を可能とする措置を講じること。

理 由 書 1

商品先物取引（オプション取引を含む。）の決済差損益について、金融所得課税の一元化の対象とし、その税率を同一とするとともに、対象とすべき金融所得について、損益通算及び損失繰越を可能とする措置を講じること。

1. 説 明

(1) 標記の具体的内容は、商品先物取引（オプション取引を含む。以下同じ。）に係る決済差損益について、以下の事項を要望するものです。

- ① 商品先物取引の決済差損益について、金融所得課税の一元化の対象とすること。
- ② 対象とすべき金融所得に対する税率を20%（国税15%、地方税5%）に統一すること。
- ③ 金融所得課税の一元化の対象とすべき金融所得について損益通算を認めること。
- ④ 上場株式、有価証券先物取引、取引所金融先物取引及び商品先物取引に関して認められている3年間の損失繰越を対象とすべき金融所得全般に認めること。

(2) 商品先物取引により生じた個人の所得につきましては、平成13年度の税制改正において、初めて申告分離課税が導入され、株式等の譲渡に係る所得と同様、26%の税率（国税20%、地方税6%）により課税されることとなりました。しかし、商品先物取引の決済差損益と株式等の譲渡損益との間の通算を可能とする措置については、株式等の譲渡に係る所得課税に源泉分離課税と申告分離課税との選択制が残されたこと等もあって、認められるには至りませんでした。

(3) その後、平成15年度の税制改正により、同年1月から商品先物取引により生じた個人投資家の所得については、株式等の譲渡に係る所得と同様、① 税率を20%（国税15%、地方税5%）とすること、② 損失について翌年以降3年間の繰越控除をすることが認められました。しかし、株式等の譲渡損益との間の損益通算は、上場株式等の譲渡所得に係る税率が平成15年1月から10%に引き下げられたこともあって実

現されませんでした。

- (4) 他の所得との損益の通算については、平成16年1月以降の有価証券先物取引の決済差損益との間での通算及び、平成17年7月以降の金融先物取引法に規定する取引所金融先物取引の決済差損益との間の通算が認められ、先物取引商品間の損益通算の範囲は拡大したものの、上場株式等の譲渡損益との間では認められないまま、現在に至っております。
- (5) 上場株式等の有価証券に係る譲渡損益と商品先物取引に係る損益との通算については、かつて平成元年までは可能であったものであります。

2. 理 由

- (1) わが国における個人の金融資産の積極的活用は、それを必要とする企業や産業インフラである金融市場に供給していくことにより、経済の活性化及び成長につながるものです。しかしながら、現在のわが国の金融所得に対する税制は、①金融商品間で課税方法及び税率が異なること、②金融所得相互間の損益通算が限定的にしか認められていないこと、③損失の繰越控除も、限定的に上場株式、有価証券先物取引等、取引所金融先物取引及び商品先物取引にしか認められていないことなどから、キャピタルゲイン・キャピタルロスに係る税制としてリスク性の高い投資（リターンの変動の可能性が大きい投資）に対して不利なものとなっております。個人投資家の積極的な経済活動にとっての障壁となっております。
- (2) わが国の経済の活性化を図るためには、金融所得の税制について、市場選好に中立的で、かつ、個人投資家にとってわかりやすい税体系とする必要があります。具体的には、
 - ① 国際的に比肩しうる低額の税率を一律に適用すること。
 - ② 年間（毎年）の投資から得た所得を通算できること。
 - ③ 投資によって生じた損失については、繰越控除を可能とすることが必要であります。
- (3) 平成13年度の税制改正大綱において、「わが国金融・証券市場が活力があり、透明性、公正性、効率の高い市場として飛躍していくため、国税、地方税を通じて検討を行う」との方針が示されました。また、平成18年度の税制大綱においては、「わが国金融・証券市場の透明

性・効率性の向上、個人投資家の市場参加促進の重要性を踏まえ、金融商品間の課税方式の均衡化、損益通算の範囲の拡大を進めていく。」と示されております。

この方針に沿って、リスクを伴う金融商品並びに金融類似商品に係る金融関連の所得についての所得税法の取扱いについて、横断的かつ幅広く金融所得等として定義され、統一的に課税されることが期待されるところです。

(4) 投資リスクを積極的に負担する個人投資家の果たす役割は、わが国金融・証券・商品先物市場等の流動性確保のために重要な存在であります。金融所得課税制度の一層の改善によって、一般投資家が各々の金融市場及び金融類似市場に参入し、わが国経済の活性化が実現できる可能性が高まりますので、本要望につきましてご理解を賜り、その実現に特段のご配慮方お願い申し上げます。

理由書 2

商品ファンド（信託型、匿名組合理型、海外リミテッドパートナーシップ型）の収益分配金・償還損益を金融所得課税の一元化の対象とし、対象とすべき金融所得について、その税率を同一とするとともに、損益通算及び損失繰越を可能とする措置を講ずること。

1. 説明

(1) 標記の具体的内容は、商品ファンド（信託型、匿名組合理型、海外リミテッドパートナーシップ型）の収益分配金・償還損益について、以下の事項について要望するものです。

- ① 商品ファンド（信託型、匿名組合理型、海外リミテッドパートナーシップ型）の収益分配金・償還損益について金融所得課税一元化の対象とすること。
- ② 金融所得課税一元化の対象とすべき金融所得について損益通算を認めること。
- ③ 個人投資家に適用される、商品ファンドの収益分配金・償還益について、適用される税率が異なっており、その税率を同一とする。
- ④ 上場株式、有価証券先物取引、取引所金融先物取引及び商品先物取引に関して認められている3年間の損失繰越を認めること。

2. 理由

(1) わが国における個人の金融資産の積極的活用は経済の活性化及び成長につながるものです。このことから、資産運用の一助としての商品ファンドの収益分配金・償還差益につきましては、金融所得一元化の対象とすることが求められます。

(2) 商品ファンドの収益分配金・償還益についての所得課税については、組まれる形態によって、信託型の場合には利子所得、匿名組合

平成 19 年度 商品先物取引税制要望について

平成 18 年 10 月
 (社)全国商品取引所連合会
 (社)日本商品投資販売業協会
 日本商品先物振興協会

型及び海外リミテッドパートナーシップ型の場合には雑所得と相違があり、特に信託型を別にすれば総合課税の対象となり、同じ運用成績を呈していても最終手取りベースにおいて差異が生じることがあるなど、金融商品間における税負担のバランスをとること、個人投資家にとってわかりやすい税体系とすることが望まれます。

(3) 商品ファンドに係る所得について、他の金融商品等から生ずる所得間の損益通算の適用対象とし、損失の繰越控除を可能とすることにより、株式市場や商品先物市場及び金融市場に商品ファンドを通じた個人投資家からの投資資金流入を図る必要があります。

(4) 平成 13 年度の税制改正大綱において、「わが国金融・証券市場が活力があり、透明性、公正性、効率の高い市場として飛躍していくため、国税、地方税を通じて検討を行う」との方針が示されました。また、平成 18 年度の税制大綱においては、「わが国金融・証券市場の透明性・効率性の向上、個人投資家の市場参加促進の重要性を踏まえ、金融商品間の課税方式の均衡化、損益通算の範囲の拡大を進めていく。」と示されております。

この方針に沿って、リスクを伴う金融商品並びに金融類似商品に係る金融関連の所得についての所得税法の取扱いについて、横断的かつ幅広く金融所得等として定義され、統一的に課税されることが期待されるところです。

(5) 投資リスクを積極的に負担する個人投資家の果たす役割は、わが国金融・証券・商品先物市場等の流動性確保のために重要な存在であります。金融所得課税制度の一層の改善によって、一般投資家が各々の金融市場及び金融類似市場に参入し、わが国経済の活性化が実現できる可能性が高まりますので、本要望につきましてご理解を賜り、その実現に特段のご配慮方お願い申し上げます。

金融所得課税一元化に係る要望

- (1) 商品先物取引（オプション取引を含む。）の決済差損益について、金融所得課税一元化の対象とすること。
- (2) 商品ファンドの収益分配金・償還損益を金融所得課税一元化の対象とすること。

〔(1)の説明〕

- ① 商品先物取引（オプション取引を含む。）の決済差損益について、金融所得課税一元化の対象とすること。
- ② 対象とすべき金融所得に対する税率を 20%（国税 15%、地方税 5%）に統一すること。
- ③ 金融所得課税一元化の対象とすべき金融所得全般に損益通算を認めること。
- ④ 上場株式、有価証券先物取引、取引所金融先物取引及び商品先物取引等に認められている 3 年間の損失繰越控除を、対象とすべき金融所得全般に認めること。

〔(2)の説明〕

- ① 商品ファンドの組織形態の中の組合理による所得については、「雑所得総合課税」であり、信託型の所得については利子所得として、「20%の源泉分離課税」となっており、商品ファンドに係る税制は組織形態によって税制が異なる。
 したがって、商品ファンドに係る税制の一本化を図り、これについて金融所得課税一元化の対象とすること。

投資リスクを積極的に負担する個人投資家の果たす役割は、わが国金融・証券・商品先物市場等の流動性確保のために重要な存在である。金融所得税制の一層の改善により、一般投資家が各々の金融市場及び金融類似市場に参入しやすい環境を整備することによって、わが国経済の活性化が実現できる可能性が高まる。

〔課題〕

- ① 金融商品間で税率が異なること。
 (例：上場株式の譲渡所得は 10%、商品先物取引（同オプション取引）は 20%)
- ② 納税者番号制度の導入が前提。(国民の理解とシステム構築)
- ③ 業界間を跨る金融所得一元化管理における金融機関のシステム（いわゆる「名寄せシステム」）の構築が必要。

18先物振興発第112号

平成18年12月18日

会員代表者 各位

日本商品先物振興協会

会長 加藤 雅一

平成19年度税制要望の結果について

12月14日、自由民主党より平成19年度税制改正大綱が発表されました。

同大綱では、① 上場株式等の配当及び譲渡益に係る10%の軽減税率の適用期限を1年間延長し、その後廃止する。

② 金融所得課税の一元化については、証券市場の状況、個人投資家の株式等の保有状況等を勘案し、金融商品間の損益通算の拡大策等を検討し、成案を得て、平成21年度からの導入を目指す。なお、その際、市場の混乱を回避する観点から市場特例措置を講じることも検討する。と明記されました。

以上、ご報告申し上げます。

〔参考〕金融所得課税一元化に係る要望内容

(社)全国商品取引所連合会、(社)日本商品投資販売業協会、日本商品先物振興協会

- (1) 商品先物取引（オプション取引を含む。）の決済差損益について、金融所得課税一元化の対象とすること。
- (2) 商品ファンドの収益分配金・償還損益を金融所得課税一元化の対象とすること。

なお、平成19年度 自由民主党税制改正大綱は、自由民主党ホームページでご確認できます。<http://www.jimin.jp/jimin/seisaku/2006/seisaku-030.html>

(PDF 関連ページ：2 ページ、6 ページ、15 ページ)

以上

18 先物振興発第 111 号
平成 18 年 12 月 18 日

外国為替証拠金取引を兼業とする
会員代表者 各位

日本商品先物振興協会
会長 加藤 雅一

外国為替証拠金取引に係る不招請勧誘の禁止について

外国為替証拠金取引（以下、FX取引という。）に係る勧誘は、現在、金融先物取引法（以下、「金先法」という。）により（第 76 条 4 号）、取引所取引である場合も、店頭取引である場合も、電話勧誘や訪問勧誘などの勧誘は、いわゆる「不招請勧誘の禁止」として禁止されています。FX取引を兼業としている会員におかれましては、この点について、社内徹底を図り、役職員の誤解により会員として法令違反を問われることのないようご留意下さい。

なお、金融先物取引法が「金融商品取引法」に包摂されて施行されるとき（平成 19 年 6 月以降の見込み）には、取引所取引と店頭取引は区分され、取引所取引の FX 取引については不招請勧誘の禁止の対象外となる見込みですが、現在は、区分を問わず禁止対象であり、電話や訪問による勧誘は金先法第 76 条違反となります。また、現在でも「再勧誘」は金先法において禁止行為とされています（金先法第 76 条 5 号）ので、あわせて注意が必要です。営業管理部、FX 担当部署等における現状の認識と確認を通じて、周知徹底方をお願いします。

以 上

（参考）「金融先物取引法」

第 76 条 金融先物取引業者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第 3 号及び第 4 号に掲げる行為にあつては、顧客保護に欠け、取引の公正を害し、又は金融先物取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除く。

一 顧客に対し、利益を生じることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供して受託契約等の締結を勧誘すること

（中略）

四 受託契約の勧誘の要請をしていない一般顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、受託契約等の締結を勧誘すること。

五 受託契約等の契約締結の勧誘を受けた顧客が当該受託契約等を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続すること。（以下略）

「金融先物取引法施行規則」

第 23 条 （中略）

6 法第 76 条ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、同条第 4 号に掲げる行為にあつては、次に掲げるものとする。

- 一 金融先物取引業者が継続的取引関係にある顧客（勧誘の日前 1 年間に、二以上の金融先物取引のあった者及び勧誘の日に未決済の金融先物取引の残高を有する者に限る。）に対して受託契約等の締結を勧誘する行為
- 二 外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行なう勧誘であつて、当該法人が保有する資産及び負債に係る為替変動による損失の可能性を減殺するために受託契約等の締結を勧誘する行為

「金融先物取引業者向けの総合的な監督指針」（平成 17.6.24 金融庁）

Ⅱ-3-7 不招請勧誘の禁止 （1）主な着眼点 ①不招請勧誘への該当性 □、

法第 76 条第 4 号に規定する「受託契約等の締結を勧誘すること」には、勧誘を行つてよいか否かを尋ねることが含まれる。

平成 18 年 12 月 28 日

会員代表者 各位

日本商品先物振興協会

外国為替証拠金取引に係る不招請勧誘等の禁止の社内徹底について

金融庁は、平成 18 年 12 月 27 日、関東財務局長により日本ファースト証券株式会社に対して、行政処分を行った旨を発表しました。行政処分の概要は下記のとおりです（詳細は、金融庁ホームページ新聞発表資料参照）。

12 月 18 日先物振興発第 111 号通知文書のとおり、外国為替証拠金取引（以下「FX 取引」という。）については、取引所取引であっても店頭取引であっても、電話や訪問による勧誘行為（「不招請勧誘」）や受託契約の締結をしない意思表示している顧客への勧誘行為（「再勧誘」）は、金融先物取引法により禁止されています。社内周知を徹底し、役職員の誤解により会員として法令違反を問われることのないようご留意下さい。

会員が行政処分を受けたことに鑑み、注意喚起のため、ご報告申し上げます。

記

1. 概要以下の法令違反により証券取引等監視委員会による行政処分勧告が行われたこと
FX 取引の受託につき、
「取引一任勘定取引の受託契約等を締結する行為」があったこと
「不招請勧誘」と「再勧誘」があったこと
また、証券取引業につき、
「届出されていないみなし有価証券を募集により取得させる行為」があったこと
2. 概要以下の行政処分が行われたこと（FX 取引のみ抽出、証券取引部分省略）
 - (1) 業務停止命令 平成 19 年 1 月 15 日から同年 2 月 14 日までの間、全店舗における全ての金融先物取引業務の停止
 - (2) 業務改善命令
 - ① 今般の法令違反行為の責任の所在の明確化
 - ② 法令違反に関する経営管理態勢の改善
 - ③ 内部管理態勢の充実・強化と法令違反の根絶に向けた再発防止策の策定と従業員への周知徹底
 - ④ 社内検査態勢の充実・強化のための方策を講じること上記①から④について、その対応状況を指定期日までに書面報告、②から④についての実施状況を 3 ヶ月ごとに書面報告をすること

以上

18 先物振興発第 54 号

平成 18 年 7 月 7 日

日本商品先物取引協会
会長 荒井史男 殿

日本商品先物振興協会
会長 加藤雅一

登録外務員の移動に関する情報の提供について（お願い）

当協会では、協会員間の従業員の移動に伴う会員間紛争について解決のあっせんを行っておりますが、その未然防止を図るため、会員間の従業員の移動に係る情報について、当協会の会員専用ホームページにおいて、会員向けの情報として提供したいと考えております。

つきましては、平成 18 年度以降、所属する商品取引員別に、登録を受けた外務員について直近 1 年以内に勤務していた他の商品取引員ごとの人数を貴協会において集計のうえ、4 半期ごとに当協会あてご提供いただきたく、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

18 先物振興発第 68 号

平成 18 年 8 月 28 日

会員代表者 各位

日本商品先物振興協会
会長 加藤雅一

登録外務員の移動状況に関する協会ホームページへの掲載について

当協会では、会員各社の登録外務員の移動に係る下記の情報について、本日より協会ホームページの会員専用ページに掲載いたしましたのでご案内申し上げます。

当協会は、平成 13 年 11 月、商品取引受託業の信頼性向上の観点から、会員間における従業員等の移動に伴う顧客の争奪とこれによる委託者トラブルを抑止するため、他社の従業員であった者を採用しようとする会員が事前に当該他社に連絡し情報交換を行っていただくこと等を理事会で決定し、同月開催した会員代表者懇談会において会員各社のご理解、ご賛同をいただいております。（平成 13 年 11 月 16 日理事会承認「従業員等の移動に係る会員間紛争の処理について」は、当協会の会員専用ホームページに掲載）

会員各社におかれましては、このことにつき十分にご留意のうえ採用前の連絡を徹底され、従業員等の移動による委託者トラブルや会員間紛争を生じさせることのないよう、あらためて要請いたします。

記

協会ホームページに掲載する情報

平成 18 年 4 月以降、4 半期ごとの会員別の登録外務員について、登録日前 1 年以内に勤務していた直近の商品取引員別の人数

以上

平成 18 年 12 月 11 日

会 員 各 位

日本商品先物振興協会

カブドットコム社の自動売買に係る特許取得及び対応策について

11 月 30 日にカブドットコム証券株式会社が、自動売買（逆指値等）に関する特許権を取得した旨を発表いたしました。

同社の取得した特許権は同社ホームページによると、インターネット取引における「逆指値」等を中心とした「株価が～円に達したら市場に注文を発信する」内容のようです。

しかし、当該注文手法は証券取引においてのみではなく、金融先物取引や我が商品先物のインターネット取引においても旧来から一般的に行われている手法です。

本事案に係る当面の対応としては以下の事項があることをご紹介申し上げます。各位においてより有効な方策があれば協会まで御一報下さい。電子取引普及のコストとならないよう会員への周知を図ってまいります。

記

<対応策 1> 先使用権を主張する。

特許発明よりも先に当該発明をした者は、その特許発明を無断で使用できません（特許法 79 条）。

従って、カブドットコム証券の取得特許に関しても、同社が出願した時点で既に同一内容のシステムを構築、運営していた旨主張することで自社の権利は保全される可能性があります。（そのためには当該主張を立証する証拠資料（アイデアの詳細、使用を開始した日付等）の保存が重要となりますので、その点ご留意ください。また新たな注文形態を考案した場合にも同様にのことがあてはまります。）

<対応策 2> 特許無効審判を請求する。

特許が以下の要件等に該当する場合は、誰でも特許無効審判を請求できます。（特

許法 123 条）。

- (1) 特許出願前に日本国内又は外国において公然知られた発明
- (2) 特許出願前に日本国内又は外国において公然実施された発明

(協会にて要約)

従って、カブドットコム証券の取得した特許に関しても、上記要件に該当することを理由として特許無効審判を請求することは可能だと考えられます。

<対応策 3> 特許発明の技術的範囲外のシステムを構築して運営する。

特許権の範囲は出願時の内容に限定されているので（特許法 70 条）、カブドットコム証券の特許の内容を吟味した上で、それとは異なる仕組みを開発・登録することも有効です。

以上

[参考資料]

<考え方が変わってきた！「先使用権」>（知財ビジネス最前線、弁護士 川久保新一）



かわくぼ しんいち
1946年生まれ。武蔵工大卒業後、
企業勤務を経て83年、弁理士に。
日本弁理士会副会長などを歴任。

弁理士 ◆ 川久保 新一 ◆

考え方が変わってきた！「先使用权」

特許権は、他人が無断で特許発明を使用すると損害賠償を請求され、刑事的制裁を受ける強大な権利である。この例外として、その特許発明よりも先に発明した人がいれば、その人はその特許発明を無断で使うことができる（先使用权）。

最近、この先使用权についての考え方が少し変わってきた。いままでは、他社から特許権侵害を警告されたときに、窮余の策として先使用权があるかどうかを検討する程度であり、発明完成時に先使用权を考慮することは少なかった。

先使用权に対する考え方が変わってきたのは、先使用权獲得のためのコストが安価であり、その権利獲得のための手続きが不要で、かつ、その発明をノウハウとして維持し得ることに着目したからだ。ことに、特許



性が高くない発明への活用に向いているといわれている（特許庁のJIP参照）。

証明できる資料を残そう

先使用权を取得するために重要なのは、その準備をどこからきちんに行なうことである。他社の特許出願よりも前に自社で同じ発明をしていることが前提なのだから、その発

明の事業やその準備をしていること、後日、証明できる資料として確保に保存することである。たとえば、その発明に関する設計図面、発明ノート（の作成や実施する設備など、先に発明して事業にとりかかっていたことを客観的に不矛盾な資料を保存しておく）

具体的には、アイデア、製造工程表などをはっきりと記載し、日付も書き添え、同僚や上司のサインをとっておくことである。なお、設計図面や発明ノートなどを公証人に公証してもらおうと、発明した日付に裏書きをもらえることがある。この公証は安価でカンタンだ。

ただし、先使用权の純明は、先使用权が発生したときの発明内容にとどまり、その後、発明内容を変更して実施すると、その変更された内容で先使用权が発生すると考えられる。だから、変更された内容については、発生のタイミングとの関係によって特許権侵害を回避できるかどうか、ケース・バイ・ケースになるので注意が必要だ。

平成 18 年 11 月 16 日

平成 18 年 10 月 30 日

会 員 代 表 者 各 位

会 員 代 表 者 各 位

日本商品先物振興協会

日本商品先物振興協会

「商品取引員検査マニュアル（案）」
パブリックコメント募集のお知らせ

「商品取引員検査マニュアル（案）」
パブリックコメントの提出期限に関するお知らせ

標記について、農林水産省及び経済産業省からパブリックコメントの募集が行われていますので、念の為ご案内申し上げます。

会員各社におかれましてご意見がございましたら、下記ホームページ等から主務省担当窓口等へ直接ご意見をご提出いただくようお願い申し上げます。

標記について、農林水産省及び経済産業省からパブリックコメントの募集が行われているのはご承知のことと存じますが、意見提出の期限が迫ってまいりましたのでご案内申し上げます。

会員各社におかれましてご意見がございましたら、下記ホームページ等から主務省担当窓口等へぜひ直接ご意見をご提出いただくようお願い申し上げます。

記

記

1. 検査マニュアル（案）
web 上の「電子政府窓口（<http://www.e-gov.go.jp/>）」中、「パブリックコメント・意見募集中の案件一覧」から「2006 年 10 月 20 日 商品取引員検査マニュアル（案）に関する意見募集について」にてご入手をお願いいたします。
（当先物協会の「会員専用ページ」においても入手可能）
2. ご意見等のご提出方法など意見募集要領
以下の 3 通りの方法によるご提出が可能です。
（詳細は web 上の「意見募集要領」をご覧ください。）
（1）電子メール
（2）郵便
（3）FAX
3. ご意見の募集期間
平成 18 年 10 月 20 日～平成 18 年 11 月 20 日

1. 検査マニュアル（案）
web 上の「電子政府窓口（<http://www.e-gov.go.jp/>）」中、「パブリックコメント・意見募集中の案件一覧」から「2006 年 10 月 20 日 商品取引員検査マニュアル（案）に関する意見募集について」にて、ご入手をお願いいたします。
（当先物協会の「会員専用ページ」においても入手可能）
2. ご意見等のご提出方法など意見募集要領
以下の 3 通りの方法によるご提出が可能です。
（詳細は web 上の「意見募集要領」をご覧ください。）
（1）電子メール
（2）郵便
（3）FAX
3. ご意見の募集期間
平成 18 年 10 月 20 日～平成 18 年 11 月 20 日（月）

以上

以上